

事業所税申告納付の手引き

松 山 市

令和5年7月作成

※掲載内容は、法令改正に伴い見直されます。

はじめに

事業所税は、都市環境の整備・改善に充てる財源確保のために、昭和50年に創設された目的税で、政令で指定する都市において提供される行政サービスと、そこに所在する事業所等が行う企業活動の間に一定の受益関係があることに着目し、その事業規模に応じて課税する仕組みになっています。

この手引きには、事業所税のしくみと申告方法についてのあらましをまとめていますのでご参考ください。

また、事業所税は、申告納付の制度をとっていますので、納税義務者をはじめ、貸店舗等の所有者など関係する皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点については下記へお問い合わせください。

—問い合わせ先—

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

松山市役所 理財部 市民税課 事業所税担当（本館2階12番窓口）

電話 089-948-6301 / FAX 089-934-1802

E-MAIL shminzei@city.matsuyama.ehime.jp

参照条文等凡例

法令名等は次のとおり略号で示しています。

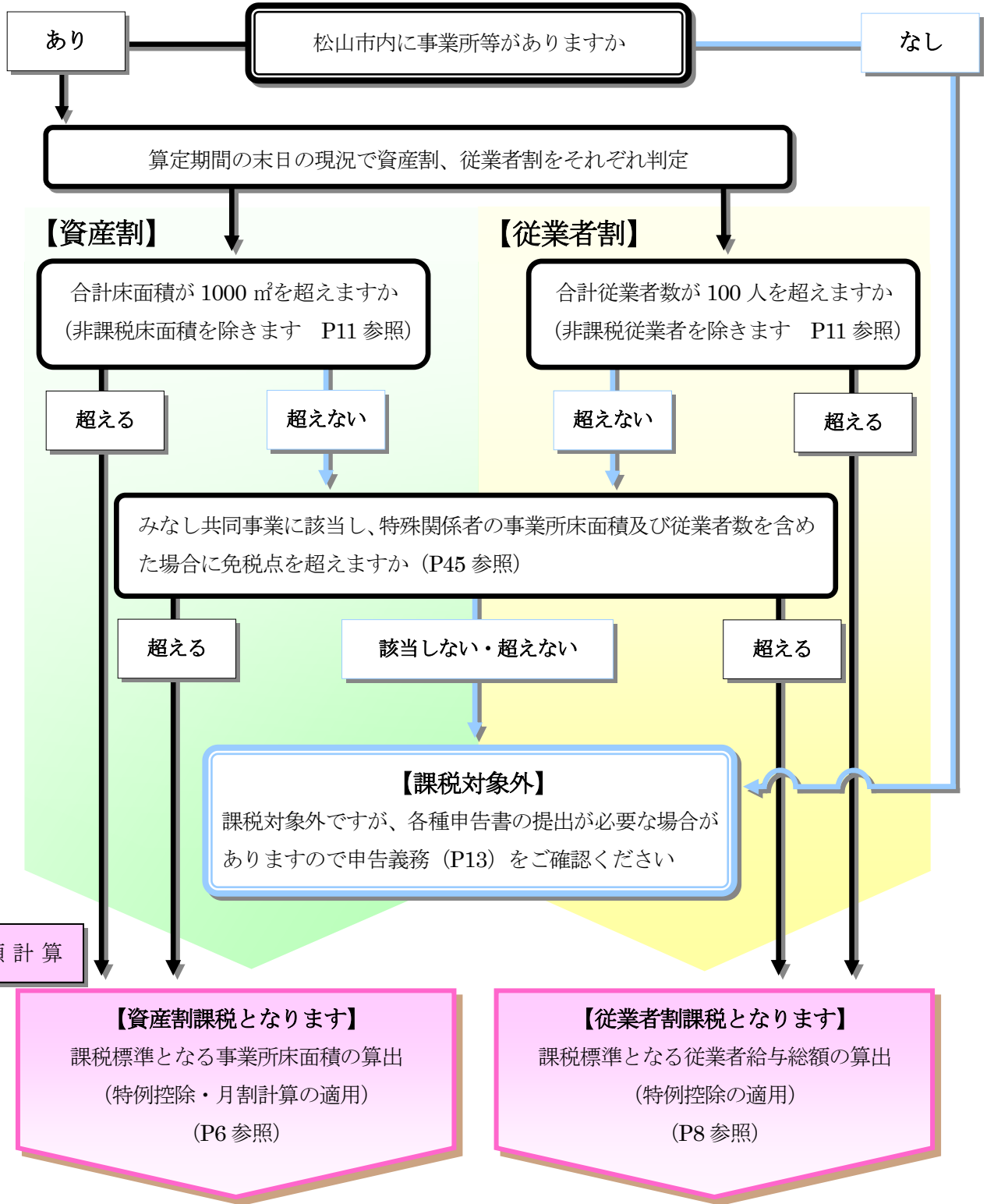
【法令名】		【略式標記】
地方税法	法
地方税法施行令	令
松山市市税賦課徴収条例	条例

目 次

事業所税のフローチャート	P 3
1 事業所税の課税概要	P 4
2 納税義務者	P 5
3 課税標準	P 6
4 免税点	P 11
5 税率	P 12
6 非課税	P 12
7 課税標準の特例	P 12
8 減免	P 12
9 申告義務	P 13
10 事業所等の新設・廃止を伴う免税点及び課税標準床面積の算出例	P 14
11 事業所税申告書記載例（設例）	P 20
事業所税の申告書（第44号様式）	P 21
事業所等明細書（第44号様式別表1）	P 22
非課税明細書（第44号様式別表2）	P 23
課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）	P 24
共用部分の計算書（第44号様式別表4）	P 25
非課税となる福利厚生施設の内訳と床面積	P 26
事業所等新設廃止申告書	P 27
事業所用家屋の貸付け等申告書	P 28
12 非課税施設一覧表	P 29
消防用設備・防火施設等	P 34
非課税となる避難経路の具体例	P 36
13 課税標準の特例控除一覧表	P 37
14 減免対象施設一覧表	P 41
15 みなし共同事業	P 45
よくある問い合わせ	P 55

事業所税のフローチャート

1 免税点判定



2 税額計算



資産割と従業者割を合算して事業所税額を求め、申告納付します。
(「申告書記載例 (P20)」参照)

1 事業所税の課税概要

事業所税には、事業所等の床面積を対象とする**資産割**と、従業員の給与総額を対象とする**従業者割**とがあり、課税のしくみの概要は下表のとおりです。

項 目	事 業 所 税	
	資産割	従業者割
課 税 対 象	松山市内の事業所等 <small>(※1)</small> で行う事業	
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
免 税 点 <small>(※2)</small>	合計事業所床面積 1,000 m ² 以下	合計従業者数 100 人以下
	資産割、従業者割それぞれについて 課税標準の算定期間の末日の現況によります。	
課 税 標 準	事業所床面積 <small>(※3)</small>	従業者給与総額 <small>(※4)</small>
税 率	1 m ² につき 年間 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
課税標準の 算 定 期 間	法人…事業年度 <small>(※5)</small> 個人…1月1日～12月31日	
申 告 納 付 期 限 <small>(※6)</small>	法人…事業年度終了後 2 カ月以内 (延長制度はありません) 個人…翌年 3 月 1 5 日まで (※申告納付期限が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日)	

(※1) 自己所有の有無にかかわらず事業の必要から設けられた人的・物的設備で、継続して事業が行われる事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

(※2) 免税点については、P11 を参照ください。

(※3) 課税標準となる事業所床面積については、P6 を参照ください。

(※4) 課税標準となる**従業者給与総額**については、P8 を参照ください。

(※5) 法人の事業税における事業年度（法 72 条の 13）をいいます。したがって、法人の事業年度（合併解散等によるみなし事業年度を含む）と一致します。

(※6) 課税対象者自ら税額等の計算を行い、期限までに申告書を提出するとともに、納付することをいいます。（法第 701 条の 46、同 47）

2 納税義務者 (法第 701 条の 32)

納税義務者は、松山市内の事業所等で事業を行う法人又は個人です。なお、次の点にご留意ください。

- (1) 人格のない社団等^(※)で代表者又は管理人の定めのあるものは、法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税義務者となります。
- (2) 複数の者が共同して事業を行う場合（共同事業とみなされる事業を除く）は、これらの者全員が連帯納税義務者となります。
- (3) 特殊関係者を有する者の事業が、特殊関係者と同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、特殊関係者の有する事業（床面積・従業者）を合算して免税点判定を行うこととなりますが、課税標準の算定段階では特殊関係者の事業は合算せず、各々単独に算定して申告納付を行います。詳しくは、「みなし共同事業 (P45)」を参照ください。
- (4) 事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると思われる場合には、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。
- (5) 貸ビル等のテナント物件については、そこで事業を行っている者が納税義務者となります。
- (6) 清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において納税義務が生じます。

(※) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます（法 701 条の 32 第 3 項）

3 課税標準 (法第 701 条の 40)

課税標準の算定期間の末日において、資産割、従業者割のいずれかが免税点 (P11 参照) を超える場合に、課税標準となる床面積及び従業者給与額を算定します。

資産割 (課税標準)

松山市内に所在する各事業所等の総床面積から、非課税及び特例控除の対象となる床面積を除いた面積です。その際、課税標準の算定期間の中途において新たに設置 (又は廃止) された事業所など、運用期間が 12 カ月に満たない事業所等がある場合には、当該家屋の課税標準床面積を月割計算で求めます。(P7 参照)

【事業所床面積】

- ① 事業所床面積とは、事業所家屋の延べ床面積をいい (法 701 条の 31、令 56 条の 16) その計算は、各階ごとに壁、その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積より平方メートル単位で計算します。(1 m²の 100 分の 1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。)

なお、不動産登記取扱事務手続準則に基づいて計算するため、建築基準法を基礎に計算した面積と差異が生じる場合があります。

【共用計算】

- ② 複数の事業者等が使用している家屋等で、これらに係る共用部分 (※) がある場合の各事業者の事業所床面積は、次のように算出します。

[共用部分の計算例]



[A 事業所に係る課税標準床面積]

$$A \text{ (専用部分)} + \left[G \text{ (共用部分)} \times \frac{A}{A + B + C + D + E + F} \right]$$

(※) 廊下・階段・エレベーター・エレベーター前ホール・機械室・電気室等をいいます。なお、階段・エレベーター等は原則として入居者全員に係る共用部分として取り扱います。ただし、一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分とが家屋の構造上、明確に区分されている場合にはそれぞれ分けて取り扱います。

【月割課税】（P15以降に具体例を掲載しています。）

法人の解散などによって課税標準の算定期間（事業年度）が12カ月に満たない場合、又は、小売店など、そこで一単位の事業が行われると認められる事業所等の新設^(※1)又は廃止^(※2)が算定期間の中途にあった場合に月割課税が適用^(※3)されます。

- ① 課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合（年度途中における解散など）には、次の計算式により課税床面積を月割りで算出します。（法701条の40第1項）

$$\text{事業所総床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}^{(※4)}}{12}$$

- ② 課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止した事業所等については、次の計算式により課税床面積を月割りで算出します。（法701条の40第2項）^(※5)

(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設日}^{(※6)} \text{の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設され、同期間の中途に廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(※1) 既存事業所とは異なる場所に事業所等を設置することをいいます。

(※2) 構造物の全撤去、又は全譲渡をいいます。また、休止は該当しません

(※3) 既存の事業所構内での面積増減に該当するケースでは、月割計算が適用されない場合があります。詳しくはP19の事例を参照ください。

(※4) 暦によって計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とします。（法701条の40第3項）

(※5) 課税標準の算定期間（事業年度）の初日に新設した場合は、算定期間の中途新設に当たらないことから月割り計算の対象になりません。

(※6) 工事完了又は賃借契約締結後の引き渡し日をいい、準備期間を含みます。

従業員割（課税標準）

松山市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に支払われた従業員給与総額から非課税（法第 701 条の 34）及び特例控除（法第 701 条の 41）の対象となる額を除いた金額に対して課税されます。

【従業員】

雇用契約により給与等の支払いを受ける者をいい、役員も含まれます。（P10 参照）

【従業員給与総額】

課税標準の算定期間中に市内の事業所の従業員に対して支払われた給与の総額です。
したがって、賞与等の引当金のように、支払い義務が生じていないものは含みません。

従業員給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱上課税される通勤手当等
経理上、支払い義務が発生し、未払い金として損金管理されている給与等

従業員給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱上非課税となる通勤手当等
外交員その他これらに類する者の業務報酬で所得税の取扱上給与所得に該当しないもの
役員に対する利益処分による賞与

【従業員給与総額の算出上の留意事項】

①高齢者及び障害者（いずれの場合も役員を除く）

高齢者（年齢 65 歳以上の者）及び障害者（身体障害者手帳の交付を受けているなど、所得税・住民税において障害者控除の対象となる者（令 56 条の 17、令 7 条））については従業員数から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業員給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。

②雇用改善助成対象者

年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち、次に掲げる雇用保険等による国の雇用に関する助成に係る対象者に支払われる給与等については、その者の給与等の 2 分の 1 に相当する額が控除されます。（令 56 条の 17 の 2）

（ア）特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者

（イ）公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者で、指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

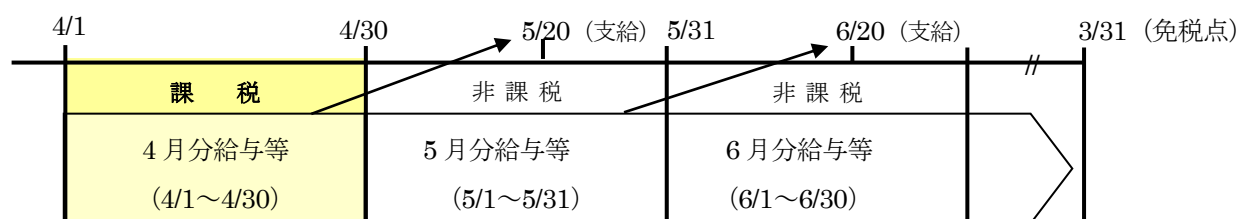
（ウ）雇用奨励金の支給に係るもので一定のもの

③高齢者等の判定

高齢者、障害者、雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、当該者に給与等が支払われる時の現況（給与等の計算基礎となる期間（月給・週給等の期間）の末日）によります。したがって、給与等の計算期間の途中で年齢 65 歳または障害者に該当する場合は、次の例のように免税点判定と課税標準算定を行います。

[例]

毎月 20 日に前月分の給与等を支給する会社（3 月 31 日決算法人）において、5 月 10 日に従業員が 65 歳を迎えた場合



[免税点判定]

課税標準の算定期間の末日（3/31）において、65 歳に達していることから従業員数に含めません。

[課税標準の算定]

給与の計算基礎となる期間の末日において、高齢者等に該当する従業員に係る給与のうち当該期間以降に係る給与等の額を控除して課税標準を算定します。

- ◆4 月分給与等（5/20 支給）については、4 月分給与の算定期間の末日（4/30）において 65 歳に達していないことから課税扱い
- ◆5 月分給与等（6/20 支給）については、5 月分給与の算定期間の末日（5/31）において 65 歳に達していることから非課税に該当

④特殊な勤務形態の従業者

勤務形態が特殊な従業者の判定は、事業者との雇用関係を考慮のうえ次表のとおり取扱います。

従業者		免税点の判定	課税標準
障害者及び65歳以上の高齢者		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
雇用改善助成対象者		従業者に含める	給与等の2分の1を従業者給与総額に含める
出 向 社 員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対し給与相当分を支払う ^(※1)	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
役 員 ^(※2)	無給役員	従業者に含めない	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	障害者及び65歳以上の高齢者	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	使用人兼務役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	非常勤役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー等 ^(※3)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
保険の外交員		従業者に含める（事業所得のみを有する者を除く）	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
外国又は課税区域外への長期 ^(※4) 派遣出張		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
派遣法 ^(※5) に基づく派遣労働者		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める

(※1) 法人税法上の給与として取扱う場合に該当し、請負料等で給与としての取扱がない場合は該当しません。(法人税法基本通達9-2-45)

(※2) 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び精算人並びに、これら以外で法人の経営に加わっている者をいいます。(法人税法第2条1項15号、同法基本通達9-2-1)

(※3) 同一事業所の正規従業者の所定労働時間と比して4分の3未満の短時間勤務をすることとして雇用され、休暇・社会保険・賞与等の扱いについても、正規従業者と区別されている者をいいます。

(※4) 課税標準の算定期間（事業年度）を超える期間をいいます。また、海外出張において出張者の給与が所得税の対象外となる場合は従業者給与総額には含めません。

(※5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいいます。

4 免税点 (法第 701 条の 43)

課税標準の算定期間の末日の現況で、資産割・従業者割のそれぞれ判定を行い、いずれかが免税点を超える場合、申告納付が必要となります。

資産割 (免税点)

松山市内の事業所等の床面積から、非課税部分を除く合計床面積が 1,000 m²を超えない場合は、課税されません。

従業者割 (免税点)

松山市内の事業所等の従業者から、非課税対象者を除く合計人数が 100 人を超えない場合は、課税されません。

【免税点の特例】(具体例については P45 以降を参照)

◆みなし共同事業 (法第 701 条の 32 第 2 項) に該当する場合の免税点判定

特殊関係者 (親族その他特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの) と特殊関係者を有する者の事業が同一家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、事業面積・従業者数を合算して免税点判定を行います。

◆従業者の数に著しい変動がある事業所等の免税点特例 (法第 701 条の 43 第 4 項)

課税標準の算定期間の属する各月の末日現在における従業者数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の 2 倍を超える事業所等については次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
従業者数	90	120	120	120	200	200	200	120	120	90	90	90

算定期間に属する各月の末日現在における従業者数の合計

12 カ月 (課税標準の算定期間の月数)

【注意点】

- ①免税点は、基礎控除の制度ではありません。したがって、事業所床面積が 1,500 m²の場合、免税点を超える部分 (500 m²) のみでなく、全体の 1,500 m²が課税対象となります。
- ②課税標準の算定期間の中途に事業所等を設置 (又は廃止) した場合も課税標準の算定期間の末日の現況により免税点の判定を行います。したがって免税点判定では資産割の**事業所床面積の月割り計算は行いません**。

5 税 率 (法第 701 条の 42)

- (1) 資 産 割 事業所床面積 1 m²につき 600円
- (2) 従業者割 従業者給与総額の 100分の 0.25

6 非 課 税 (法第 701 条の 34)

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設用途に着目して非課税とする用途非課税とがあり、その適用範囲は、「非課税施設等一覧表 (P29)」のとおりです。

また、申告の際は、法第 701 条の 34 に規定する項目に該当することが判る関係書類及び家屋平面図の写し等を添付してください。(初回のみ)

7 課税標準の特例 (法第 701 条の 41)

非課税と同様に、人的な課税標準の特例と施設用途による課税標準の特例があり、その適用範囲と控除割合は、「課税標準の特例控除一覧表 (P37)」のとおりです。

なお、特例控除は、課税標準の算出段階(免税点判定後)において適用されるため、特例を適用した結果、課税標準となる床面積が 1,000 m²を下回る場合も、その面積に対して課税されます。

また、申告の際は、法第 701 条の 41 に規定する項目に該当することが判る関係書類及び家屋平面図の写し等を添付してください。(初回のみ)

8 減 免 (法第 701 条の 57、条例第 171 条)

(1) 減免の範囲

本市では、一定の要件に該当した場合は、減免を受けることができます。対象となる施設とその減免割合は、「減免対象施設一覧表 (P41)」のとおりです。

(2) 減免の適用

ア 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

イ 減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額

事業所ごとに、減免適用割合を乗じて減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額を算出し

ます。なお、算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合は、上記で算出した減免事業所床面積を、月割計算します。

(3) 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限の 7 日前までに減免申請書を提出する必要があります。初めて減免申請を行う施設の場合は減免申請書と減免事由を証明する書類（許可書、証明書等の写し）を提出してください。

※P44 「休止施設」で減免を申請する場合には、その事業所等が6月以上休止していることが必要です。休止開始前に現地確認が必要となるため、休止を考えている場合は必ずご連絡ください。なお、休止施設の詳細につきましては、P56をご参照ください。

9 申告義務

事業所税の適正な運営を図るために各種申告が義務づけられています。

(1) 免税点以下申告（法第 701 条の 46-3、法第 701 条の 47-3、条例第 167 条）

課税標準の算定期間の末日において、免税点に満たない場合であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は、事業年度終了後 2 ヶ月以内（個人については翌年 3 月 15 日まで）に申告が必要です。

- ①前事業年度（法人）または前年（個人）において納付すべき事業所税額があった場合。
- ②免税点における非課税適用前の事業所延床面積が 800 m²を超える場合。
- ③免税点における非課税適用前の従業者数が 80 人を超える場合。

(2) 事業所等の新設、廃止についての申告（法第 701 条の 52-1、条例第 168 条）

事業所税の納税義務者または上記（1）に該当する者が、市内に事業所等を設置または廃止した場合には、その日から 2 ヶ月以内に「事業所等新設・廃止申告書」の提出が必要です。

(3) 事業所用家屋の貸付状況の申告（法第 701 条の 52-2、条例第 169 条）

事業所用家屋（貸ビル等）の全部又は一部を他人に貸している者は、貸し付けた日の属する月の翌月の末日までに、「事業所用家屋の貸付け等申告書」及び、廊下等の共用部分が判る関係書類の提出が必要です。貸し付けの内容に異動があった場合も同様です。

事例1	新設	法人設立に伴い、松山市内に事業所等を設置（事業開始初年度）
	廃止	事業年度の中で法人を解散し、全ての事業所等を廃止

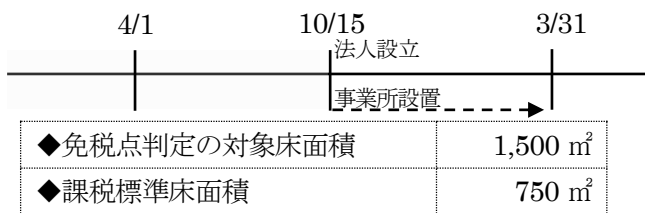
【説明】

課税標準の算定期間の月数が 12 カ月に満たない場合は、「事業の開始の日から事業年度の終了の日まで」又は「事業年度の開始の日から事業の廃止の日まで」の月数に応じて課税標準となる床面積を算出します。

○ **新設の事例**（法第 701 条の 40 第 1 項）

10 月 15 日に法人を設立し、その同日に松山市内に設置した事業所で事業開始

【事業者の決算日：3 月 31 日】【本社床面積：1,500 ㎡】の場合



[課税標準となる床面積の月割算出]

$$1,500 \text{ ㎡} \div 12 \text{ 月} \times 6 \text{ 月} = 750 \text{ ㎡}$$

(10月～3月)

【解説】

法人設立に伴う事業開始初年度など、課税標準の算定期間の月数が 12 カ月に満たない場合には、事業所床面積を 12 で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積が課税標準床面積となります。

※一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として扱います（法 701 条の 40 第 3 項）。

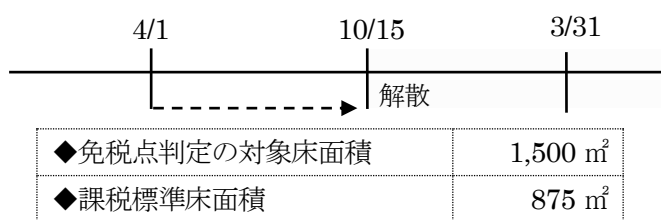
※算定期間の初日に新設された事業所は中途新設には該当せず、新設日の属する月から課税対象となります。

※免税点の段階で課税の有無を判定済みであるため、課税標準床面積に関わらず、申告納付が必要です。

● **廃止の事例**（法第 701 条の 40 第 1 項）

10 月 15 日に法人を解散し、全ての事業所を廃止

【事業者の決算日：3 月 31 日】【本社床面積：1,500 ㎡】の場合



[課税標準となる床面積の月割算出]

$$1,500 \text{ ㎡} \div 12 \text{ 月} \times 7 \text{ 月} = 875 \text{ ㎡}$$

(4月～10月)

【解説】

法人の解散等（法 72 条の 13 第 6 項等に規定する「みなし事業年度」が適用される異動）があった場合には、事業年度開始日から当該異動日までを課税標準の算定期間とする事業年度が生じます。

したがって、上記の廃止の事例では 10 月 15 日を事業年度末日として免税点判定及を行うほか、課税標準の算定期間の月数が 12 カ月に満たない場合が適用され（法 701 条の 40 第 1 項に該当）床面積の月割計算を行います。（P17「事例 3：廃止」との違いに注意）

また、解散日（＝事業年度末日）の 2 カ月後が申告納付の期限となるため、注意が必要です。

※一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として扱います（法 701 条の 40 第 3 項）。

事例2	新設	松山市内に事業所等があり、さらに新たな事業所等を松山市内に設置
	廃止	松山市内に複数の事業所等があり、そのうちの一部の事業所等を廃止

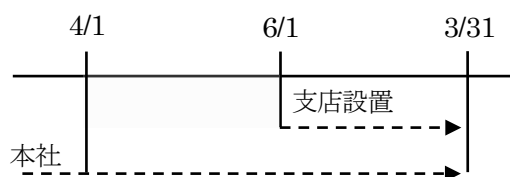
【説明】

課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（又は廃止）した場合は、課税標準となる床面積を月割計算によって算定します。

○ **新設の事例**（法第701条の40第2項1号）

松山市内で事業経営するなかで、6月1日に新たな支店を同市内に設置

【事業者の決算日：3月31日】【本社床面積：900㎡】【支店床面積：600㎡】の場合



◆免税点判定の対象床面積	1,500㎡
◆課税標準床面積	1,350㎡

[課税標準となる支店床面積の月割算出]

$$600 \text{ m}^2 \times \frac{9 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 450 \text{ m}^2$$

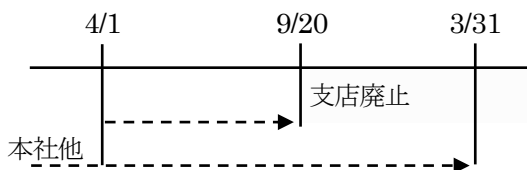
(7月～3月)

(※) 算定期間の途中で新設した場合、新設日の属する月の翌月から課税対象となります。

● **廃止の事例**（法第701条の40第2項2号）

松山市内に複数の事業所を有する事業者が、同市内の支店の一つを9月20日に廃止

【事業者の決算日：3月31日】【本社他の床面積：2,500㎡】【支店床面積：1,500㎡】の場合



◆免税点判定の対象床面積	2,500㎡
◆課税標準床面積	3,250㎡

[課税標準となる支店床面積の月割算出]

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{6 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 750 \text{ m}^2$$

(4月～9月)

※一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として扱います（法701条の40第3項）。

事例3	新設	他都市で事業経営するなかで、年度中途に松山市内に初めて事業所等を設置
	廃止	他都市での事業は継続するが、年度中途に松山市内の全ての事業所等を廃止

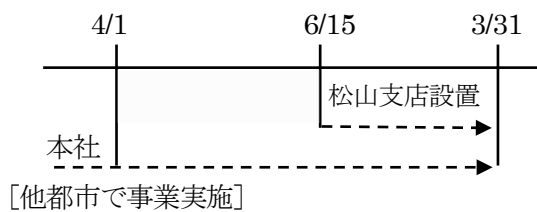
【説明 [新設の場合] (法第 701 条の 40 第 2 項 1 号)】

松山市内に営業所を設置する以前から事業を継続していることから「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設した場合」に該当し、次のように課税標準床面積を算定します。

○ 新設の事例

松山市以外の他都市で事業経営するなか、6月15日に松山市内に支店を初開設

【事業者の決算日：3月31日】【松山支店床面積：1,500㎡】の場合



[課税標準となる支店床面積の月割算出]

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{9 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 1,125 \text{ m}^2$$

(7月～3月)

◆免税点判定の対象床面積	1,500㎡
◆課税標準床面積	1,125㎡

(※) 算定期間の中で新設した場合、新設日の属する月の翌月から課税対象となります。

【説明 [廃止の場合] (法第 701 条の 43 第 3 項等)】

課税標準の算定期間の中途に市内の事業所を廃止済で、免税点(課税標準の算定期間の末日)における事業所等の床面積が1,000㎡を超えないことから、課税対象外となります。

ただし、前事業年度において納付すべき事業所税額があつた者は、最後となる申告書を提出する必要があります。(条例 167 条第 4 項)

● 廃止の事例

松山市内の全店舗を10月31日に廃止したが、他都市での事業は継続

【事業者の決算日：3月31日】【全店舗合計床面積：5,500㎡】の場合



免税点判定時(算定期間末日=3月31日)において松山市内の事業所床面積0㎡

◆免税点判定の対象床面積	0㎡
--------------	----

事例4	新設及び廃止	松山市内で事業経営するなかで、新たな支店を市内に設置した後、同一事業年度の中途において、当該支店を廃止
-----	--------	---

【説明】

課税標準の算定期間の中で新設され、同期期間の中で廃止した事業所は、次の月割計算によって算定します。

◎ 算定期間の中で新設した後、同算定期間中に廃止した事例

松山市内で事業経営するなか、5月20日に市内に支店新設、その同一事業年度内である2月5日に当該支店を廃止

【事業者の決算日：3月31日】【本社床面積：2,000㎡】【支店床面積：1,200㎡】



[課税標準となる支店床面積の月割算出]

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{9 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 900 \text{ m}^2$$

(6月～2月)

◆免税点判定の対象床面積	2,000㎡
◆課税標準床面積	2,900㎡

(※) 算定期間の中で新設した場合、新設日の属する月の翌月から課税対象となります。

事例5	拡張	事業所の同一構内に別棟の事業所施設を設置した場合
	縮小	事業所の同一構内に設置していた別棟の事業所施設を撤去した場合

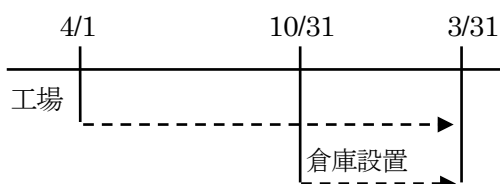
【説明】

一の事業所構内において、効用上一体^(※1)となる建物の増設又は取り壊しがされる場合は、事業所等の新設・廃止には該当せず、既存の事業所等床面積の増減として扱います。^(※2)したがって、課税標準の算定期間の末日の事業所床面積が課税標準床面積となります。(月割計算は適用されません)

■ 拡張の事例

松山市内で工場を経営するなか、10月31日に同工場構内に倉庫棟を設置

【事業者の決算日：3月31日】【工場：900㎡】【倉庫：300㎡（工場の同一構内に設置）】

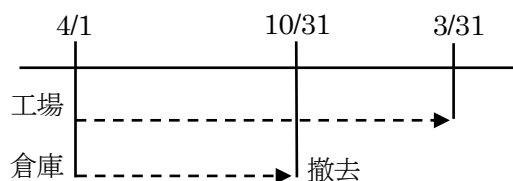


◆免税点判定の対象床面積	1,200㎡
◆課税標準床面積	1,200㎡

■ 縮小の事例

松山市内で工場を経営するなか、10月31日に工場の構内に設置していた倉庫棟を撤去

【事業者の決算日：3月31日】【同一構内の事業所 1,200㎡（工場：900㎡、倉庫：300㎡）】



◆免税点判定の対象床面積	900㎡	(免税点を超えない)
--------------	------	------------

※免税点を超えないために課税されませんが、800㎡を超えることから申告書を提出する必要があります。(条例167条第4項)

(※1) 工場に付随する倉庫など、相互が一体となって事業活動を行うものをいいます。

(※2) 同一構内における増設・廃止であっても、小売店と飲食店のように効用上別体として成立する家屋が新設・撤去された場合には、個別に月割課税が適用される場合があります。

11 事業所税申告書記載例（設例）

事業所名	〇〇酒造 株式会社		
事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日		
事業所1】本社工場（所在地：松山市□町1番地）平成20年4月1日設置			
a) 床面積		1101.86	m ²
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">社員食堂 [法第701条の34第3項26号該当]</div> <div style="margin-right: 10px;">酒類の直接製造に供する施設 [法第701条の41第1項7号該当] 3/4控除</div> <div>事務所等</div> </div>		149.19	m ²
		920.11	m ²
		32.56	m ²
b) 従業者給与総額	(64人)	211,930,577	円
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">65才以上の従業者給与総額（決算日時点）</div> <div style="margin-right: 10px;">雇用改善助成対象者の従業者給与総額</div> <div>上記以外の従業者給与総額</div> </div>	(4人)	16,729,236	円
	(2人)	9,298,343	円
	(58人)	185,902,998	円
事業所2】営業所（所在地：松山市△町2丁目3番4号）令和2年11月20日新設			
a) テナントビル（延床面積3,200.02 m ² ）の一部175 m ² を借用して営業所を新たに開設。 同ビルには他にも数社が合計2,625 m ² を専用しており、廊下等400.02 m ² を共用している。			
b) 従業者給与総額	(47人)	208,960,841	円
事業所3】製品倉庫（所在地：松山市☆町5番地）令和2年12月28日廃止（→他社へ貸し付け）			
a) 床面積		513.97	m ²
b) 従業者給与総額	無人倉庫（0人）	0	円

1【営業所（テナント事業所家屋）の床面積算出】（P6参照）

共用部分（複数の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分）と専用面積を合算して営業所の事業所床面積を算出

$$175.00 \text{ m}^2 + (400.02 \text{ m}^2 \times \frac{175 \text{ m}^2}{2800 \text{ m}^2}) = 200.00 \text{ m}^2$$

2【免税点判定】（P11参照）

◆資産割

課税標準算定期間の末日の総床面積から非課税部分を除いた床面積で判定

$$(1101.86 \text{ m}^2 \text{ [本社工場]} + 200.00 \text{ m}^2 \text{ [営業所]} - 149.19 \text{ m}^2 \text{ [社員食堂]}) = 1152.67 \text{ m}^2 \rightarrow \text{（免税点超）}$$

◆従業者割

算定期間の末現在における従業者数から非課税となる従業者数を除いた人数で判定

$$(64 \text{ 人} + 47 \text{ 人}) - 4 \text{ 人} = 107 \text{ 人} \rightarrow \text{（免税点超）}$$

3【課税標準となる床面積合計の算出】（P6参照）

事業所床面積から、非課税及び特例控除が適用される部分の床面積を除くとともに、月割計算が適用される事業所の課税標準床面積を算出

$$262.59 \text{ m}^2 \text{ [本社工場]} + 66.66 \text{ m}^2 \text{ [営業所]} + 385.47 \text{ m}^2 \text{ [製品倉庫]} = 714.72 \text{ m}^2$$

内訳◇本社工場

$$1101.86 \text{ m}^2 - 149.19 \text{ m}^2 \text{ [非課税]} - 690.08 \text{ m}^2 \text{ [特例控除]} = 262.59 \text{ m}^2$$

◇営業所（月割計算適用 P16参照）

$$200.00 \text{ m}^2 \times \frac{4 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 66.66 \text{ m}^2 \text{ (1 m}^2 \text{ の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て)}$$

◇製品倉庫（月割計算適用 P16参照）

$$513.97 \text{ m}^2 \times \frac{9 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 385.47 \text{ m}^2 \text{ (1 m}^2 \text{ の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て)}$$

記載例

事業所等明細書

第四十四号様式別表一

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称 事業所用家屋の所有者 住所・氏名	所在地及びビル名	明細区分の別		令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	※ 処理事項 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分	資		産		業		従業員数 (⑤)	従業者給与総額 (⑩)
				1 算定期間を通じて使用された事業所等	2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等							⑦ 専用床面積	⑧ 共用床面積	⑨ 事業所床面積 (⑦+⑧)	⑪ 使用した期間(平成年月日) 同上の月数	⑫ 従業員数	⑬ 従業者給与総額		
	①	本社工場	□町1番地			1,101.86						2・4・1 3・3・31	12	1,101.86	64	211,930,577			
	2																		
	計																		
	1	営業所	△町2丁目3番4号			200.00	175.00					2・11・20 3・3・31	4	200.00	47	208,960,841			
	②						25.00												
	計																		
	1	製品倉庫	☆町5番地			513.97						2・4・1 2・12・28	9	513.97	0				
	②																		
	計																		
	1																		
	2																		
	計																		
	1																		
	2																		
	計																		
	①					1101.86								1101.86	111	420,891,418			
	2																		
	計																		
	1																		
	②																		
	計																		

算定期間の末日の在職者数(非課税者を含み、中途退職者は含まない)

算定期間中に当該事業所で支払われた給与総額(非課税者及び中途退職者に支払われた給与を含む)

1㎡の100分の1未満の端数切り捨て

申告書の⑫に該当

明細区分の別
1 算定期間を通じて使用された事業所等
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等

別表4“共用部分の計算書”で算出した値を記載

算定期間を通じて使用した事業所と、算定期間の途中において新設または廃止された事業所に分けて床面積合計を記載(それぞれ申告書の①、②に該当)

記載例

【注意】非課税に該当することが判る関係書類及び家屋平面図の写し等を添付してください(初回のみ)

事業所別小に記入
※ 賃貸物件の共用部分に該当する非課税面積は別表4“共用部分の計算書”へ記入

該当条項を記入
(29ページ参照)

非課税明細書		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
事業所等の名称		事業所等の所在地		氏名又は個人番号	住所	98765432	
事業所等の名称		事業所等の所在地		1200003456789			
非課税の34第	項第	内訳	非課税床面積	非課税従業員数	従業員数	非課税従業員給与総額	円
→ 法第701条の34第	3 項第	26 号該当	149.19	人			
法第701条の34第	項第	号該当					
法第701条の34第	項第	号該当					
障害者・65歳以上の従業者				4		16,729,236	
合		計	149.19	4		16,729,236	
事業所等の名称		事業所等の所在地					
非課税の34第	項第	内訳	非課税床面積	非課税従業員数	従業員数	非課税従業員給与総額	円
法第701条の34第	項第	号該当					
法第701条の34第	項第	号該当					
法第701条の34第	項第	号該当					
障害者・65歳以上の従業者							
合		計					
非課税事業所床面積等の合計			149.19	4		16,729,236	

算定期間を通じて使用した事業所と算定期間の中途において新設または廃止された事業所に分けて控除床面積合計を記載(それぞれ申告書の③、④の値に該当)

申告書の③欄に該当

記載例

共用部分の計算書

第四十四号様式別表四

算定期間		令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	※ 処理 事項 氏名又は 名称 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所 区分	管理番号 98765432	申告区分
事業所等の名称		松山市△町2丁目3番4号	事業所等の所在地				
① 専用部分の延べ面積		2800.00	③ の 内 訳				
② ①のうち当該事業所部分の延べ面積		175.00	消防設備等に係る共用床面積 ㉞				
③ 非課税に係る共用床面積			全部が非課税となる共用床面積 ㉟				
④ ③以外の共用床面積		400.02	2分の1が非課税となる共用床面積 ㉟ ($\times \frac{1}{2}$)				
共用床面積の合計 (③+④)		400.02	㉞ ~ ㉟ 以外の非課税に係る共用床面積 ㉟				
事業所床面積となる共用床面積 $\left[\frac{②}{①} \times \frac{④}{①} \right]$		25.00	合 計 (㉞ ~ ㉟) ㉟				
事業所等の名称			事業所等の所在地				
① 専用部分の延べ面積			③ の 内 訳				
② ①のうち当該事業所部分の延べ面積			消防設備等に係る共用床面積 ㉞				
③ 非課税に係る共用床面積			全部が非課税となる共用床面積 ㉟				
④ ③以外の共用床面積			2分の1が非課税となる共用床面積 ㉟ ($\times \frac{1}{2}$)				
共用床面積の合計 (③+④)			㉞ ~ ㉟ 以外の非課税に係る共用床面積 ㉟				
事業所床面積となる共用床面積 $\left[\frac{②}{①} \times \frac{④}{①} \right]$			合 計 (㉞ ~ ㉟) ㉟				

※ 家屋所有者等にご確認ください。

※ 別表1「事業所等明細書」の「専用床面積“ア”」の値と一致

※ 事業所等明細書の「イ」欄に転記

共用面積に特定防火対象家屋としての非課税が適用される場合に記入

非課税となる福利厚生施設の内訳と床面積

事業所用家屋の所在地	施設の名称	床面積	前期末床面積	備考
松山市口町1番地	社員食堂	149.19㎡	㎡	
	計	149.19		

*施設の名前は食堂・休憩室等具体的に記載し、面積もそれぞれ個別に記載してください。
 *前期末面積の欄は異動があった場合のみ記入してください。

市内に事業所等を設置または廃止した日から2ヶ月以内に本書の提出が必要です

事業所等 **新設・廃止** 申告書



(あて先)松山市長

令和 年 月 日

所在地(住所) 松山市□町1番地	この申告に添着する 係、氏名、電話番号
名称(氏名) 〇〇酒造株式会社	係 総理係
申告者 法人番号 1 2 0 0 0 3 4 5 6 7 8 9	氏名 〇〇 太郎
法人の代表者氏名 〇〇 花子	電話 局 ▼▼▼ 局 ▲▲▲▲ 番
事業年度 4 月 1 日 ~ 3 月 31 日	業種 酒造販売
	資本金 10,000 千円

松山市市税賦課徴収条例第168条の規定に基づき、次のとおり申告します。

事業所等所在地	松山市☆町5番地				
事業所等の名称	製品倉庫				
事業所等の新設 又は廃止年月日	令和 2 年 12 月 28 日 新設・ 廃止				
事業所等の床面積	専用	513.97 m ²	事業所等の 使用形態等	自己所有物件	全自己使用
	共用	m ²		自己所有物件	一部貸付
	合計	513.97 m ²		賃借物件	
従業員数	事業所等に係る従業員数	0			
	松山市内の合計従業員数	111			
備考欄					

【添付資料】①新たに設置した事業所等の場合は、当該平面図を添付してください。
②事業所等を賃借している場合、賃借契約書の写しを添付してください。

事業所等 **新設・廃止** 申告書



(あて先)松山市長

令和 年 月 日

所在地(住所) 松山市□町1番地	この申告に添着する 係、氏名、電話番号
名称(氏名) 〇〇酒造株式会社	係 総理係
申告者 法人番号 1 2 0 0 0 3 4 5 6 7 8 9	氏名 〇〇 太郎
法人の代表者氏名 〇〇 花子	電話 局 ▼▼▼ 局 ▲▲▲▲ 番
事業年度 4 月 1 日 ~ 3 月 31 日	業種 酒造販売
	資本金 10,000 千円

松山市市税賦課徴収条例第168条の規定に基づき、次のとおり申告します。

事業所等所在地	松山市△町2丁目3番4号				
事業所等の名称	松山営業所				
事業所等の新設 又は廃止年月日	令和 2 年 11 月 20 日 新設・ 廃止				
事業所等の床面積	専用	175.00 m ²	事業所等の 使用形態等	自己所有物件	全自己使用
	共用	25.00 m ²		自己所有物件	一部貸付
	合計	200.00 m ²		賃借物件	
従業員数	事業所等に係る従業員数	47			
	松山市内の合計従業員数	111			
備考欄					

【添付資料】①新たに設置した事業所等の場合は、当該平面図を添付してください。
②事業所等を賃借している場合、賃借契約書の写しを添付してください。

12 非課税施設等一覧表(法第 701 条の 34)

※本来の用途に供されていない場合は適用対象外となります。

○印 非課税

区分	関係条項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
人的非課税	1		国及び公共法人	○	○	非課税独立行政法人、法人税法別表第 1 に規定する公共法人（地方公共団体等）
	2		公益法人又は人格のない社団等（収益事業の部分を除く）	○	○	法人税法別表第 2 に掲げる法人（学校法人、宗教法人、日本赤十字社等）
用途による非課税	3	1	削除			
	3	2	削除			
	3	3	《教育文化施設》	○	○	博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設 図書館法第 2 条第 1 項の図書館 学校教育法第 102 条の幼稚園
	3	4	《公衆浴場》 知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	公衆浴場法第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの
	3	5	《と畜場》	○	○	と畜場法第 3 条第 2 項に規定するもの
	3	6	《死亡獣畜取扱場》	○	○	化製場等に関する法律第 1 条第 3 項に規定するもの
	3	7	《水道施設》 水道法第 3 条第 8 項に規定するもの	○	○	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の施設で水道業者等の管理に属する施設
	3	8	《一般廃棄物処理施設》 市長の許可、又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可若しくは同法第 9 条の 8 第 1 項の規定による認定を受けて、又は同法第 7 条第 1 項ただし書若しくは同条第 6 項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
	3	9	《病院、診療所等》 医療法第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所、介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所	○	○	①病院、診療所 ②保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、及び柔道整復師の養成所 ③医療法人等が設置する介護医療院 ※介護老人保健施設は医療法人が開設するものに限る

区分	関係条項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
用途による非課税	3	10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
	3	10の2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	
	3	10の3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの	○	○	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
	3	10の4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園
	3	10の5	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
	3	10の6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
	3	10の7	第10号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の用に供する施設 生活困窮者自立支援施設等
	3	10の8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	
	3	10の9	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	特定事業所内（認可外）保育施設（P40参照）を除く
3	11	《農林漁業生産施設》 農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	①農作物育成管理施設、蚕室、畜舎 ②家畜飼養管理施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎サイロ及びきのこと栽培施設	

区分	関係条項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
用途による非課税	3	1 2	《農業協同組合等協同利用施設》 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人（農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会）が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	①生産の用に供する物 ②国の補助又は農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化の貸し付けを受けて取得した施設で保管、加工又は流通の用に供するもの ③農林水産業者研修のための施設 ④試験研究のための施設
	3	1 3	削除			
	3	1 4	《卸売市場等》 卸売市場法第 2 条第 2 項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設	○	○	倉庫、冷蔵庫、配達センター、計算センター、生鮮食料品の保管施設、処理加工施設
	3	1 5	削除			
	3	1 6	《電気事業用施設》 電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	①電気工作物（発電、変電、送電、配電等） ②当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検又は操作のために必要な施設 ※事務部門を除く ③配電事業及び特定卸供給事業の用に供する施設 ※令和 4 年 4 月 1 日から適用
	3	1 7	《ガス事業用施設》 ガス事業法に規定する簡易ガス事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送器、圧送器、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備）
	3	1 8	《中小企業の集積の活性化事業用施設》 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け（これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む）を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	①中小企業総合事業団法施行令第 3 条第 1 項 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に規定する事業又は同条第 2 項に規定する事業 ②工場、研究施設、情報サービスを行う事業場、店舗、倉庫、共同施設等

区分	関係条項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
用途による非課税	3	19	《中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設》 総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市から資金の貸付を受けて設置する施設	○	○	次のイ又はロに掲げる施設 イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ）から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	3	20	《鉄道事業用施設》 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	事務所、発電施設を除く
	3	21	《自動車運送事業用施設》 一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営業者が、その本来の事業の用に供する施設	○	○	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る） 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの、若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業〔特定の者の需要に応じてするものを除く〕に係る部分に限る。）を営業者がその本来の事業の用に供する施設 （事務所を除く）
	3	22	《自動車ターミナル用施設》	○	○	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの。（事務所を除く）

区分	関係条項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
用途による非課税	3	23	《国際路線航空事業用施設》	○	○	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設
	3	24	《電気通信事業用施設》 (移動電話事業を除く)	○	○	専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信事業者(無線通話装置を用いて同法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。以下本号において同じ)で政令で定めるものが本来の事業の用に供する施設 事務所、研修施設、研究施設を除く
	3	25	《一般信書便事業用施設》	○	○	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	3	25の2	《郵便事業用施設》	○	○	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの
	3	26	《勤労者の福利厚生施設》 事業者が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	保養所、診療室、食堂、娯楽室など 詳細は P55 参照
	3	27	《路外駐車場》	○	○	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車施設で政令で定めるもの 一般公共の用に供されるものに限る
	3	28	《都市計画において定められた原動機付自転車及び自転車駐車施設》	○	○	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの
	3	29	《高速道路事業用施設》	○	○	各高速道路株式会社が、高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
	4		《消防用設備・防災施設等》	○	○	次頁の「附表1」「附表2」に具体例を掲載
	5		《港湾運送事業用施設》 港湾運送事業法の規定による許可を受けた特定港湾一般港湾運送事業者等がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	港湾運送の業務に従事する労働者詰所、現場事務所

◆消防用設備・防火施設等(法第 701 条の 34 第 4 項)

消防用設備等及び防火施設等とは、百貨店、旅館など消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で不特定多数の者が出入りするものとして令第 56 条の 43 第 1 項に規定する特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防火施設等で一定のものをいいます。

したがって、特定防火対象物（「附表 1 に掲げる施設」）内に設置される、消防用設備等及び防火施設等（「附表 2」に掲げる設備及び施設）の床面積について、一定割合が非課税となります。なお、特定防火対象物以外の一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、それらの施設は非課税施設に該当しないのでご注意ください。

また、消防用設備・防火施設等が本来の用途に供されていないもの（例：避難通路にカート置場があったり、商品を陳列していたりなど）は対象外となります。

附表 1 特定防火対象物一覧表

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。 ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 有料老人ホーム <small>(※1)</small> 、軽費老人ホーム <small>(※1)</small> 、等 ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、軽費老人ホーム <small>(※2)</small> 有料老人ホーム <small>(※2)</small> 保育所、幼保連携型認定こども園 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校 <small>(※1) 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 (※2) 本表 (6) ロに規定するもの以外</small>
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (1) から (4) まで、(5) イ、(6) 又は (9) イ に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16 の 2)	地下街
(16 の 3)	準地下街

※本表は消防法施行令 別表第 1 に基づくものです。

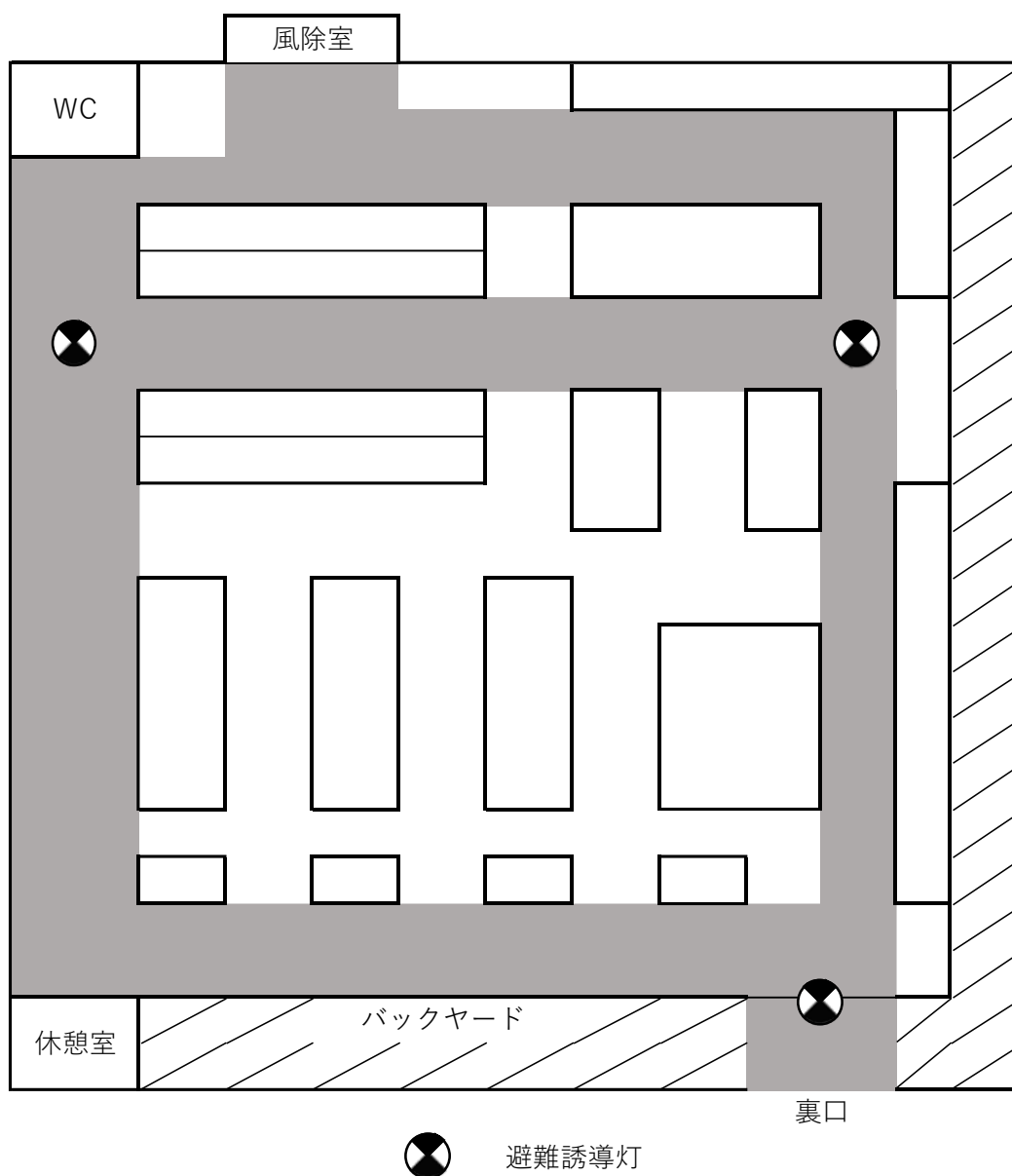
附表 2

消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

		非課税対象床面積		非課税割合	
消防設備等 令56の43②	特殊消防用設備等 消防法・同施行令	①	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分、ポンプ室、パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室、電気配線シャフトの部分	全部	
		②	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分		
		③	消火薬剤の貯蔵庫		
		④	動力消防ポンプの設備の格納庫		
		⑤	消火栓箱、消防用器具の格納箱等		
		⑥	避難器具の設置部分		
		⑦	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分		
防災施設等 令56の43③・規24の9	建築基準法・同施行令	⑧	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部	
			(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室 (4) (1)～(3)以外の階段室 (防火区画されているものに限る。)	1/2	
			⑨	廊下の部分	1/2
			⑩	避難階における屋外への出入口の部分	1/2
		⑪	非常用進入口のバルコニーの部分	全部	
		⑫	中央管理室 (ただし②の部分を除く。)	1/2	
	松山市火災予防条例	⑬	升降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路 (機械室を含む。) 及び乗降ロビー	全部	
			(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されているものに限る。) (3) 吹抜部分等 (防火区画されているものに限る。)	1/2	
		⑭	避難通路 (主要避難通路及び補助避難通路) (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部	
			(2) (1)以外の避難通路	1/2	
		⑮	条例の規定に基づき設置する喫煙所	1/2	
		⑯	その他 (行政命令に基づき設置するもの) (1) 避難階段の附室 (2) 避難のための屋内バルコニー (3) 防災センター及び防災サブセンター (4) 消防用機器等の操作面積 (行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。)	1/2	

※ 表中、非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

非課税となる避難経路の具体例



避難通路に該当するには最小有効幅員が1.2m以上であることが絶対条件です（松山市火災予防条例第38条第1項、第2項）。ただし、この条件を満たす全てが避難通路に該当するのではなく、避難に必要な最小限の部分に限定的に避難通路とします。そのため、通常売り場として使用されている商品陳列棚の間の通路などは避難通路とは認められません。

基本的な避難通路の対象となる部分は、店内の外周と、避難誘導灯が頭上にある通路を結んでできる経路です。なお、実際の店舗の状況等により一部取り扱いが異なる場合がございます。ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

※バックヤード部分(㊸)は基本的に避難通路の対象外ですが、規定の幅員を満たし、㊸のように避難誘導灯によって売り場から非常口が導かれる場合に限り、避難通路として認められる場合があります。

新しく事業所を設置し、避難通路として非課税の申告をする場合は、その避難通路を示す図面と避難誘導灯設置図を併せてご提出ください。

13 課税標準の特例控除一覧表 (法第 701 条の 41)

※本来の用途に供されていない場合は適用対象外となります。

区分	関係項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
人的控除	1	1	法人税法第 2 条第 7 号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	農業・漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、消費生活協同組合等が本来の事業の用に供する施設
		2	学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校(学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。)において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	教室、講堂、体育館等
用途による控除	1	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	/	第 4 号に掲げるものを除く
		4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	事務所を除く
		5	家畜取引法第 2 条第 3 項に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$	/	
		6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	/	消費地食肉冷蔵施設
		7	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類(酒税法第 2 条第 1 項に規定する酒類をいう。)の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	/	原料倉庫及び包装、ビン詰、たる詰、その他これらに類する作業の為の施設以外のもの

区分	関係項		要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
用途による控除	1	8	木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設。	$\frac{3}{4}$		木材市場・木材保管施設
		9	旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$		客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室、フロント、便所、リネン室、ランドリー室等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く
		10	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で、政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	港湾通信施設、旅客施設、船舶役務用施設
		11	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	港湾区域内の上屋及び倉庫(倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫)
		12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	$\frac{1}{2}$		第11号に掲げるものを除く
		13	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	$\frac{1}{2}$		第11号に掲げるものを除く上屋(港湾区域以外のもの)
		14	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者(第十八号において「倉庫業者」という)がその本来の事業の用に供する倉庫	$\frac{3}{4}$		第11号及び第18号に掲げるものを除く

区分	関条	係項	要件等	資産割	従業者割	具体例等
	項	号				
用途による控除	1	15	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。)の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	タクシー事業者がその本来の用に供する施設、営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等(事務所を除く)
		16	公共の飛行場に設置される施設(第701条の34第3項第23号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、その他航空運送事業の用に供する施設
		17	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される 同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	流通業務市街地内に設置される施設 トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷さばき場等 ※第18号に掲げるものは除きます。
		18	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される 倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	流通業務市街地内に設置される倉庫
		19	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	2		心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等において行う事業	$\frac{1}{2}$		障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給に係る施設又は設備に係るものに限る(※法701条の34の規定の適用を受けるものを除く)

地方税法附則第33条 資産割の課税標準の特例

区分	関係項		区分	資産割	従業者割	備考
	項	号				
地方税法本法附則33	5		【特定農産加工事業用施設】 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく事業者が事業に供する生産施設	$\frac{1}{4}$		・法人の事業の場合は、令和6年6月30日までに終了する事業年度分まで ・個人事業の場合は令和5年分まで
	6		【特定事業所内保育施設】 事業主が、その雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために設置する認可外保育施設 ^(※)	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の運営費補助を受けるもの

(※) 委託先の事業者が主体的に事業を行っているとはみなされるような運営形態である場合は、対象外となります。

14 減免対象施設一覧表 (法第 701 条の 57, 条例第 171 条)

※本来の用途に供されていない場合は適用対象外となります。

分類	条	区分	施設名等	資産割	従業者割	
学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設	2	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
		演劇興行業の用に供する施設	法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行業の用に供する施設 (以下「劇場等」という。) で、次に掲げるもの	ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演, チャリティショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
				イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台, 舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの (おおむね同程度)	当該舞台等に係る $\frac{1}{2}$	
		指定自動車教習所	道路交通法第 99 条第 1 項の規定による指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
		修学旅行用バス施設	道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設 (当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学を除く。), 同法第 124 条に規定する専修学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園がその生徒, 児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。) ※1 資産割額及び従業者割額に次の算式によって得た率を乗じて得た額 $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$	※1	※1	

分類	条	区分	施設名等	資産割	従業者割
中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	3	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	
		タクシー事業用施設	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が松山市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部
		小規模企業者等設備助成施設	旧中小企業振興事業団法の施工前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付を受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
		農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
		農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	全部	全部
		果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3千平方メートル以下の場合に限る。）	1/2	
		倉庫及び上屋	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、松山市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	全部	全部

分類	条	区分	施設名等	資産割	従業者割
国の経済施策等に係る事業所 家屋	4	国有の会議場施設 で管理再受託施設	国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法施行令第3条第2項に規定する管理再受託者が管理する同項に規定する管理再受託施設	全部	全部
その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするものの施設	5	ビルの室内清掃及び設備管理等に従事する者	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者	/	全部
		列車内食堂等に従事する者	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に直接従事する者	/	1/2
		古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	/
		家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	/
		コンテナ貨物の荷さばき場	港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	/
		ねん糸等の原材料、製品の保管用施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び錦の製造を行う者（ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	1/2	/
		つけものの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰め、たる詰め、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	/
		菌製品の原材料、製品の保管用施設	菌製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（菌製品と併せ製品するポリプロピレン製花筵に係るものも含む。）	1/2	/

分類	条	区分	施設名等	資産割	従業者割
	5	粘土かわら製造用施設	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	$\frac{1}{2}$	
その他	6	休止施設	課税標準の算定期間の末日において事業を行っているが、算定期間中その事業所等が6月以上休止していた場合 ※2 当該休止期間に係る資産割の全部 【P56のQ7参照，お問い合わせください。】	※2	
		災害等により被害を受けた家屋	災害等により事業所用家屋に甚大な被害を受けて事業を休止した場合 ※3 当該休止期間（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）に係る資産割の全部 【お問い合わせください。】	※3	

15 みなし共同事業（法第 701 条の 32）

事業者が、親族その他特殊関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者（※1）を有し、事業者と特殊関係者の事業が同一家屋（※2）で行われている場合に共同事業とみなされ、連帯して納税義務を負う制度です。

（1）みなし共同事業の適用

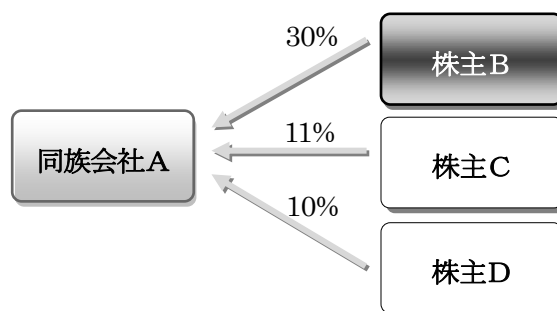
①同族会社（法人税法第 2 条 10 号、法人税法施行令第 4 条）

会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く）の 3 人以下並びにこれらと特殊関係にある個人及び法人が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社をいいます。

②同族会社の判定

会社の一つの株主等と特殊な関係にある個人または法人がある場合は、これらを一つの株主グループとし、当該会社の発行済み株式の総数又は、出資金額の合計等に占める比率が最も大きい株主から順位を付して、その第 1 位から当該比率を順次加算し、第 3 位までに比率が 50%を超える場合、その株主を判定の基準として、当該会社は同族会社となります。

（第 2 位までで 50%を超えた場合、第 3 位の株主は同族会社の判定基礎に該当しません。）



（※1）親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社で、政令で定める者を「特殊関係者」、これら特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。（「特殊関係者」の範囲についてはP48を参照）

（※2）原則として、固定資産税上一つの家屋として扱われるものをいいます。ただし、複数の家屋を通路で連結している場合等には判定を要します。

(2) みなし共同事業の適用除外

特殊関係者と特殊関係者を有する者または、その特殊関係者を有する者の他の特殊関係者（同族グループ）の事業を同一家屋内で行うことが意思を通じて行われているものではなく（※3）、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合（※4）を同時に満たす場合には、みなし共同の適用が除外されます。

(3) みなし共同事業者と同居している場合の免税点判定（令第56条の75第2項）

特殊関係者を有する者の免税点判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己単独で行うものとして、当該事業に係る事業所床面積及び従業者数を自己が直接行う事業に係る事業所床面積及び従業者数と合算して判定します。

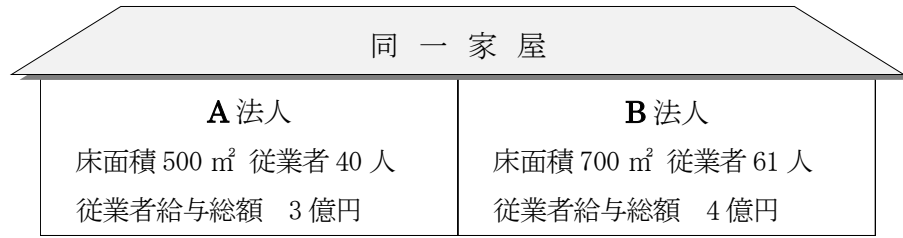
(4) 課税標準の算定（令第56条の51第2項）

共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定は、特殊関係者が単独で事業を行うとみなされ、特殊関係者を有する者、及び当該特殊関係者ともに、その共同事業について自己の事業のみに係る課税標準を算定します。

(※3) 特殊関係者と特殊関係者を有する者が、同一家屋において事業を行うことについて何ら意思疎通もないと客観的に認められる場合をいい、具体的には都市再開発等公共事業に伴う権利床の取得等によって結果的に同一家屋に同居した場合などに限られます。

(※4) みなし共同事業の規定を適用しないことによる事業所税の負担の減少が不自然、不合理でないものと客観的に認められる場合をいい、具体的には事業所税の施行日以前から同一家屋において事業を行っている場合をいいます。

【みなし共同事業における課税標準の算定例1】



①B法人の事業がA法人のみなし共同事業に該当する場合

(A法人は特殊関係者を有する者、B法人は特殊関係者に該当)

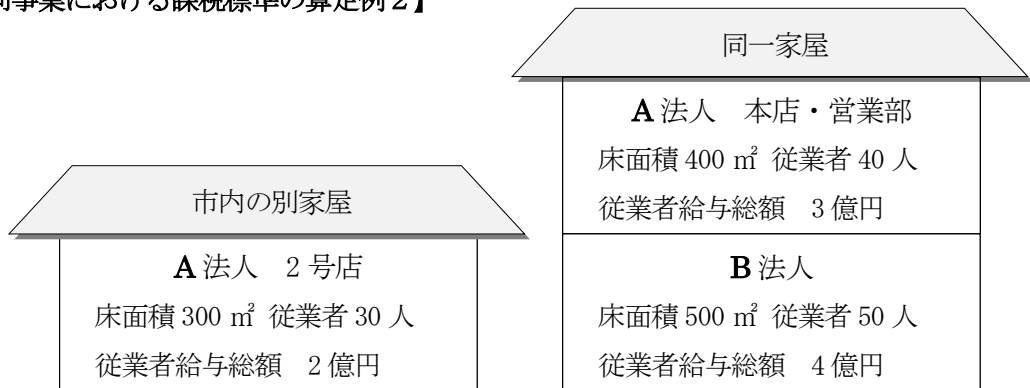
判定対象者	特殊関係者	免税点判定		課税標準
A法人	B法人	資産割	$500\text{ m}^2 + 700\text{ m}^2 = 1200\text{ m}^2$	500 m^2
		従業者割	$40\text{ 人} + 61\text{ 人} = 101\text{ 人}$	3億円
B法人	-	資産割	$700\text{ m}^2 = \text{課税対象外}$	-
		従業者割	$61\text{ 人} = \text{課税対象外}$	-

②A法人、B法人の事業が相互にみなし共同事業に該当する場合

(A法人 B法人が相互に特殊関係者を有する者、特殊関係者に該当)

判定対象者	特殊関係者	免税点判定		課税標準
A法人	B法人	資産割	$500\text{ m}^2 + 700\text{ m}^2 = 1200\text{ m}^2$	500 m^2
		従業者割	$40\text{ 人} + 61\text{ 人} = 101\text{ 人}$	3億円
B法人	A法人	資産割	$700\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1200\text{ m}^2$	700 m^2
		従業者割	$61\text{ 人} + 41\text{ 人} = 101\text{ 人}$	4億円

【みなし共同事業における課税標準の算定例2】



①A法人、B法人の事業が相互にみなし共同事業に該当し、A法人は同一家屋以外にも事業所を有する場合 (A法人 B法人が相互に特殊関係者を有する者、特殊関係者に該当)

判定対象者	特殊関係者	免税点判定		課税標準
A法人	B法人	資産割	$400\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1200\text{ m}^2$	700 m^2
		従業者割	$40\text{ 人} + 30\text{ 人} + 50\text{ 人} = 120\text{ 人}$	5億円
B法人	A法人	資産割	$500\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2 = 900\text{ m}^2$	-
		従業者割	$50\text{ 人} + 40\text{ 人} = 90\text{ 人}$	-

例示中では、共有床面積を加味していませんが、実際には、家屋の構造によって共有床面積が生じます。

(5) 特殊関係者の範囲 (令第5条、令第56条の21)

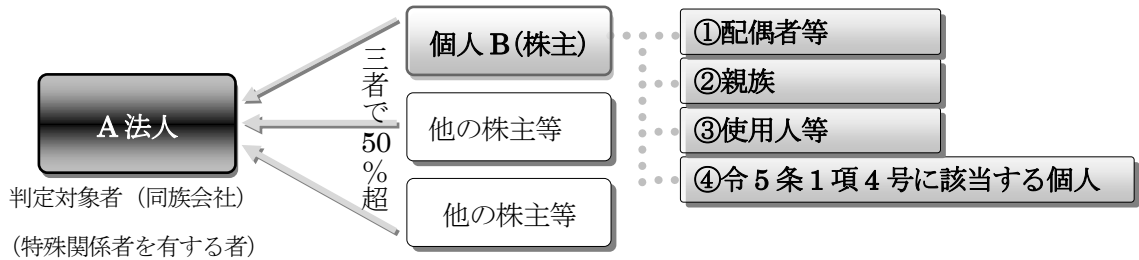
特殊関係者の範囲は、以下の①～⑦のいずれかの区分に該当する者とされています。

区分	特殊関係者	
①	個人	判定対象者 ^(※5) の配偶者、直系血族、兄弟姉妹
②	個人	①に掲げる者以外の判定対象者の親族(六親等以内の血族及び三親等以内の姻族)で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
③	個人	②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
④	個人	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(①、②に掲げる者を除く)及び、その者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
⑤	個人	判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
⑥	法人	判定対象者を判定の基礎として、同族会社に該当する会社
⑦	法人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む)の全部又は一部を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社

(※5) 特殊関係者を有するか否かの判定をすべき者

【特殊関係者の範囲 区分⑤の例】

判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と区分①～④までの一に該当する関係がある個人

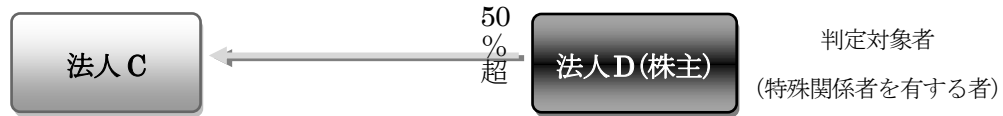


上図以外に出資関係者が無い場合の判定結果は次のとおり (他の株主については省略)

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	適用
A 法人	A 法人	個人 B (株主)、①②③④	令5条1項5号
個人 B (株主)	個人 B (株主)	①	令5条1項1号
		②	令5条1項2号
		③	令5条1項3号
		④	令5条1項4号
		A 法人	令5条1項6号

【特殊関係者の範囲 区分⑥の例1】

判定対象者を判定の基礎として、同族会社に該当する会社

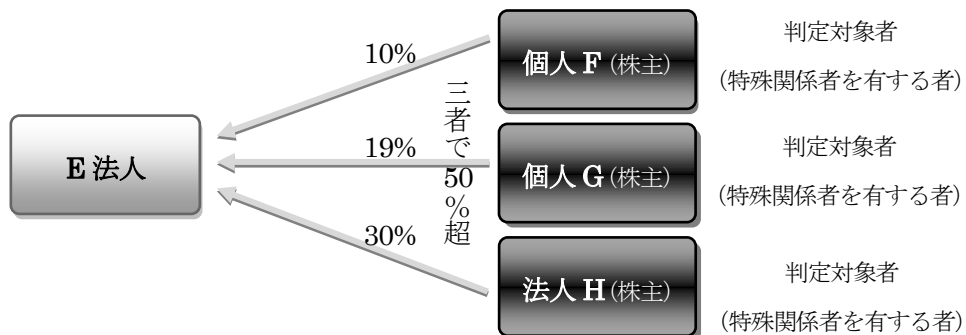


上図以外に出資関係者が無い場合の判定結果は次のとおり

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	適用
法人C	—	—	—
法人D(株主)	法人D(株主)	法人C	令5条1項6号

【特殊関係者の範囲 区分⑥の例2】

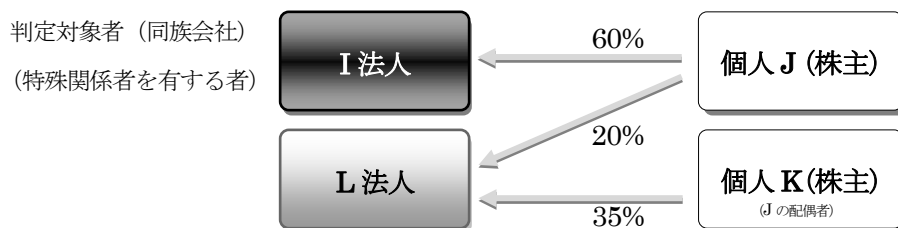
判定対象者を判定の基礎として、同族会社に該当する会社



上図以外に出資関係者が無い場合の判定結果は次のとおり

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	適用
E法人	E法人	個人F(株主)、個人G(株主)	令5条1項5号
個人F(株主)	個人F(株主)	E法人	令5条1項6号
個人G(株主)	個人G(株主)	E法人	令5条1項6号
法人H(株主)	法人H(株主)	E法人	令5条1項6号

【特殊関係者の範囲 区分⑦の例1】



<判定対象者を I 法人とした場合の特殊関係者>

I 法人の同族判定の基礎となった株主である個人 J 及び、個人 J の配偶者である個人 K (区分⑤例中の“①”に該当する関係) を判定の基礎として、同族会社 (J と K で株式の 50%超を保有) に該当することから L 法人は、I 法人の特殊関係者となります。

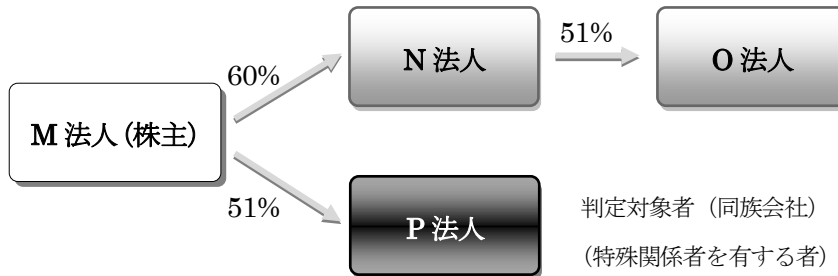
I 法人の同族判定の基礎となった個人 J、及びその配偶者である個人 K についても、区分⑤に該当することから I 法人の特殊関係者となります。

上図以外に出資関係者が無い場合の判定結果は次のとおり

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	適用
I 法人	I 法人	個人 J (株主)、個人 K (株主)	令 5 条 1 項 5 号
		L 法人	令 5 条 1 項 7 号
個人 J (株主)	個人 J (株主)	個人 K (株主)	令 5 条 1 項 1 号
		I 法人、L 法人	令 5 条 1 項 6 号
個人 K (株主)	個人 K (株主)	個人 J (株主)	令 5 条 1 項 1 号
		L 法人	令 5 条 1 項 6 号
L 法人	L 法人	個人 J (株主)、個人 K (株主)	令 5 条 1 項 5 号
		I 法人	令 5 条 1 項 7 号

【特殊関係者の範囲 区分⑦の例2】

判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と区分①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 (※6)



<判定対象者を P 法人とした場合の特殊関係者>

P 法人の同族会社判定の基礎となった M 法人を判定の基礎として、N 法人が同族会社 (M 法人のみで 50%超) に該当します。

また、O 法人についても、M 法人を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社 (N 法人) を判定の基礎として同族会社 (N 法人のみで株式の 50%超を保有) に該当する会社となります。(令第 5 条第 1 項 7 号カッコ書き)

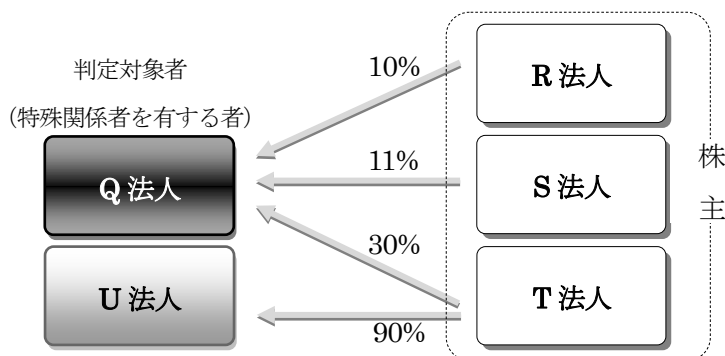
上図以外に出資関係者が無い場合の判定結果は次のとおり

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	適用
M 法人 (株主)	M 法人 (株主)	N 法人、P 法人	令第 5 条 1 項 6 号
N 法人	N 法人	O 法人	令第 5 条 1 項 6 号
		P 法人	令第 5 条 1 項 7 号
O 法人	—	—	—
P 法人	P 法人	N 法人、O 法人	令第 5 条 1 項 7 号

(※6) ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎となる者とするとき、その株主等が他の同族会社の株式等の 50%超を有していることをいいます。

【特殊関係者の範囲 区分⑦の例3（一方のみが特殊関係者となる場合）】

判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と区分①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社^(※6)



<判定対象者を Q 法人とした場合の特殊関係者>

Q 法人の同族会社判定の基礎となった R 法人、S 法人、T 法人の一部である T 法人を判定の基礎として、U 法人が同族会社（T 法人のみで 50%超）に該当する一方で、判定対象者を U 法人とした場合は、U 法人の同族会社判定の基礎となった T 法人のみで株式等の 50%超を保有する他の会社が無い場合、U 法人の特殊関係者は存在しません。

上図以外に出資関係者が無い場合の判定結果は次のとおり

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	適用
Q 法人	Q 法人	U 法人	令 5 条 1 項 7 号
R 法人	R 法人	Q 法人	令 5 条 1 項 6 号
S 法人	S 法人	Q 法人	令 5 条 1 項 6 号
T 法人	T 法人	Q 法人、U 法人	令 5 条 1 項 6 号
U 法人	—	—	—

よくある問い合わせ

Q1 未登記の建物は課税対象となりますか？

不動産登記法上の家屋として登記対象となるものは、事業所税の課税対象となります。

Q2 従業員が常駐していない倉庫等も課税対象となりますか？

従業員が常駐しない倉庫等も、通常それを管理する事業所等と一体となって事業の用に供されているため、事業所税の課税対象となります。

Q3 甲が所有する事業所用建物を、乙が賃借して事業を営んでいる場合、誰が納税義務者となりますか？

事業所税は、実際にその事業所等で事業を行っている者が納税義務を負うこととなります。したがって、当該テナントで事業を営む乙が納税義務者となります。

なお、事業所用の家屋（テナント）を貸し付けている者には、「事業所用家屋等貸付申告書」の提出義務があります。

Q4 駐車場は課税対象となりますか？

不動産登記法上の家屋として登記の対象となる立体駐車場や屋内駐車場などは、課税対象となりますが、屋根のみのカーポートなど登記外のものは課税対象とはなりません。

Q5 非課税となる福利厚生施設とは、具体的にどのような施設ですか？

業務に使用されておらず、専ら勤労者の利用に供される次の施設です。

①売店・娯楽室・診療室及び理髪室は、一般的に福利厚生施設として取扱います。

②更衣室・浴室・休憩室・仮眠室・喫煙室・食堂及び宿泊室については、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のは福利厚生施設として取扱います。

【注】制服着用が規則等で義務付けられている場合の更衣室、作業員のみ利用可能としている浴室、タクシー乗務員の仮眠室等は事業用施設となり、福利厚生施設には該当しません。

③研修所、トイレ、給湯室は福利厚生施設には該当しません。

④壁又はこれと同等の機能を有する固定物によって仕切るなど、一定の場所に固定することが必要です。容易に移動可能なロッカーやカーテンなどで区切られているスペースは福利厚生施設には該当しません。

⑤社員寮及び・社宅等、人の居住の用に供するものは課税の対象にはなりません。

Q6 事業年度の末日に床面積等の変動があった場合、免税点判定に含まれますか？

課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に変動があった場合は次のとおりです。

	資産割	従業者割
末日に廃止した事業所	含める	含める
末日に新たに設置した事業所	含める	含める
末日に退職した従業者	—	含める
末日に新たに採用した従業者	—	含める
末日に非課税適用対象となった施設	含めない	含めない
末日に非課税適用の対象外となった施設	含める	含める
末日に高齢者に該当する従業者	—	含めない
末日に課税団体外へ配置された従業者	—	含めない
末日に課税団体内へ配置された従業者	—	含める

Q7 減免対象となる休止施設とは、どのようなものですか？

休止施設とは、課税標準の算定期間中、施設が6月以上継続して休止しており、次に該当するものをいいます。

- ・建物全体又は建物内において、休止施設の部分が他と明確に区画され、事業に供されていないこと。
- ・人が容易に入れないよう、壁、扉、または固定された間仕切等で区画遮断されていること。
- ・休止施設内の機械等については、いつでも操業できるための点検・維持補修が行われていないこと。
- ・倉庫や物置場等として使用されていないこと。

なお、減免を受けるには現地確認が必要となるため、休止開始前にご連絡ください。

事業所税の電子申告・申請のご案内

松山市への事業所税の申告手続きについては、電子申告をご利用いただけます。また、事業所等新設・廃止申告書、事業所用家屋の貸付け等申告書の申請も行えます。

電子申告に係る地方税ポータルシステム（通称「eLTAX エルタックス」）についての詳しい情報は、「eLTAX」のホームページをご覧ください。

なお、操作方法等のお問い合わせは、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>